

# 福島市社会福祉協議会地区協議会ふれあいサロン運営事業

## 助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 社会福祉法人福島市社会福祉協議会は、各地区協議会が行う事業のうち、ふれあいサロン運営事業について、新規立ち上げに必要な資金の確保及び地域福祉推進に寄与するため、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

### (助成対象)

第2条 助成の対象は、ふれあいサロンを実施している地区協議会とする。

2 広域的に参加者を募っているなどの理由から地区協議会所属と認めることが難しいサロングループについては対象外とする。

### (助成金額)

第3条 地区協議会内のサロングループ毎に、次の額を助成する。

#### 助成金交付年数

1年目	・・・	30,000円以内
2～3年目	・・・	20,000円以内
4～5年目	・・・	10,000円以内
6～7年目	・・・	5,000円以内
助成期間終了後3年間	・・・	10,000円以内

- 2 前項の助成期間終了後3年間の助成金額については、前年度の延べ参加人数実績（参加人数×100円（上限10,000円））に応じて交付する。
- 3 助成金交付年数は、助成金交付実績回数に基づき算定する。

### (助成条件)

第4条 助成金の交付を受けるためには、次に掲げる全ての条件を満たさなければならぬ。

- (1) 地域住民への働きかけがあること。
  - (2) 内容に偏りがないこと。
  - (3) 参加者から会費（活動費・材料費等）を徴収していること。
  - (4) 月1回以上の開催が望ましいが、年間6回以上開催していること。
- 2 実施回数が年6回に満たなかった場合は、当該年度の未実施回数を翌年度に追加し実施するものとする。

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金を受けようとする地区協議会長は、サロン事業の実施状況及びサロングル

ープの意向を確認の上、助成金交付申請書（第1号様式）に事業実施計画書（第2号様式）を添えて、全サロンを取りまとめの上、当該年度の6月末までに福島市社会福祉協議会長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

- 第6条 福島市社会福祉協議会長は、前条の申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し地区協議会長に通知するものとする。
- 2 前年度の助成金交付額に残額があった場合は、減額して助成する。

（事業実績及び決算の報告）

- 第7条 地区協議会長は、当該事業が完了したときは、事業実績報告書（第3号様式）に事業実施報告書（第4号様式）及び各種参考資料を添えて、事業実施次年度の5月末までに福島市社会福祉協議会長に提出しなければならない。

（事業の確認）

- 第8条 福島市社会福祉協議会長は、当該事業の運営状況を確認の上、意見を述べることができるるものとし、目的を達成することができないと判断したときは、助成を中止することができる。

（その他）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福島市社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。